

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地区画整理事業の事業計画の認可
道路位置の指定
牛の流行性感冒予防注射の実施
建設業者の登録
ひな白痢検査の実施
漁業権存続期間満了の日の指定
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- 交通信号機の設置及び管理の委任

告示

鳥取県告示第四百十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五

十二条の規定により、境港市計画下の川土地区画整理事業の事業計画を認可したので、同法第五十五条第六項の規定により次のように告示する。

昭和三十六年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 土地区画整理事業の名称
下の川土地区画整理事業
- 二 施行者の名称
境港市
- 三 施行地区に含まれる地域の名称
境港市馬場崎町の一部
明治町の一部
上道町字千坊南の全部
字西地藏田の全部
字中道の全部
字摺鉢の全部
字下鴻河の全部
字下頭無の全部

〃 〃 字送り札の全部

四 事務所の所在地
境港市上道町千六百番地（境港市役所内）

五 事業計画の認可の年月日
昭和三十六年八月一日

申請人の住所氏名
鳥取市古市二四八番地 谷口 平一

道路の位置の指定場所
鳥取市卯ツ木敷一三の一の一部

〃 一三の八

道路の幅員及び延長
幅員 四メートルのもの
延長 六メートル
幅員 六メートル
延長 一三、五メートル

鳥取県告示第四百十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十六年七月二十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十六年七月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の流行性感冒予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年七月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の流行性感冒予防のため
二 実施の区域 別表のとおり及び場所

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月未満、分娩前後一月未満のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法
牛の流行性感冒予防液皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
第一回	第二回	
八月三日	八月 七日	八頭郡智頭町那岐区 野原家畜検診所
〃 四日	〃 八日	〃 土師区 埴師
〃 八日	〃 十一日	〃 山形区 郷原
〃 九日	〃 十二日	〃 山郷区 中原

〃 十日	〃 十四日	〃 智頭区 智頭
〃 十四日	〃 十七日	〃 富沢区 新見
〃 十六日	〃 十九日	〃 郡家町上私都区 麻生
〃 十七日	〃 二十一日	〃 中私都区 下津黒
〃 十八日	〃 二十一日	〃 大御門区 市谷
〃 十九日	〃 二十二日	〃 佐治村 加瀬木

鳥取県告示第四百二十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年七月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名 称
〇鳥取県知事登録 昭三六年 中山建設
(一)第七五七号 七月二十四日

(注) 〇印は新規業者
主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要
西伯郡中山町松河原一四五の三 井上勝之助 建設工事

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十一号

質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第二十六條の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十六年七月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 関係者の住所及び氏名

鳥取市行徳三三五三 高島 秀子

二 聴聞の期日

昭和三十六年八月九日 午後一時から

三 聴聞の場所

鳥取市吉方 鳥取警察署会議室

鳥取県公安委員会告示第十二号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五條の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開

催する。

昭和三十六年七月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 関係者の本籍、住所及び氏名

1 本籍 米子市立町二丁目二八ノ一

元住所 右同

竹林 愛子

2 本籍 米子市西倉吉町一

元住所 右同

速水 信久

二 聴聞の期日

昭和三十六年八月八日 午後一時から

三 聴聞の場所

鳥取市西町 鳥取警察本部

鳥取県公安委員会告示第十三号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五條の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開

催する。

昭和三十六年七月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 関係者の本籍、住所及び氏名

本籍 米子市皆生一、七五〇ノ四五

元住所 米子市錦町一ノ六四

岩田 令一

二 聴聞の期日

昭和三十六年八月八日 午後一時から

三 聴聞の場所

鳥取市西町 鳥取警察本部

鳥取県公安委員会告示第十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定に基づき、次のとおり交通信号機の設置及び管理を委任する。

昭和三十六年七月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 設置及び管理する者

鳥取市吉方七七〇番地

株式会社 藤原組

二 設置する場所

東伯郡泊村大字園字西川七五六番地地先

〃 〃 大字園字金屋谷一、七八八の一番地地先

三 設置する期間

昭和三十六年七月二〇日から昭和三十七年三月二五日まで